

資料提供(投げ込み) 令和2年4月30日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
4月30日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第14回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月30日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）
開催結果

1 決定事項

(1) 市施設の休止期間の延長について（税務・財産管理担当）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第13回）において、緊急事態宣言下における公共施設運営の基本方針について決定し、その後も感染拡大防止の観点から新たに施設を休止しているところですが、国による緊急事態宣言が全都道府県に拡大されている現状や、三重県における感染状況、並びに緊急事態宣言が延長されるのか否かの判断がゴールデンウィーク期間中になされる見通しであることを踏まえ、現在休止している施設の休止期間を、特段の事情がない限り、5月31日まで延長した上で、緊急事態宣言が解除された場合には、各施設の事情を勘案し、個別に休止解除の是非を判断することとします。

(2) 市民窓口へのアクリル製間仕切り版の設置数量の変更について（税務・財産管理担当）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）において、市の各種窓口のご利用者や職員の飛沫による感染拡大を防止し、市民の皆様へ安心・安全に窓口をご利用いただけるよう、ご利用者の多い本庁舎（1階～3階）や各総合支所、アストプラザ等の窓口用として、アクリル製間仕切り板を設置することを決定し、特に緊急性の高い窓口130箇所分のアクリル製間仕切り板を発注し、納品されたものから順次設置しているところとします。

また、その後、パナック株式会社様より、透明のフィルムシートをご寄贈いただきましたことから、全庁的にフィルムシートの設置を行うとともに、アクリル製間仕切り板とフィルムシートの併用を図るため、改めてアクリル製間仕切り板の必要数量を調査したところ、あと107箇所の窓口用のアクリル製間仕切り板が必要となりましたので、発注準備に取り掛かることとします。

(3) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口体制の維持について（危機管理部）

4月9日（木）に開設した「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」は、4月28日（火）までの土、日、祝日を除く14日間で

合計 940 件の相談があり、特に政府が一人 10 万円を支給するとして、特別定額給付金について公表した 4 月 20 日（月）以降は、多くの相談が寄せられている状況です。

また、三重県の休業要請に応じた事業者への協力金の申請を受け付け始めた 4 月 27 日（月）には、開設以降 1 日当たり最多となる 138 件の相談がありました。

当相談案内窓口は、市民の皆様の不安の解消に取り組むべく、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応についての相談、問い合わせを一義的に受け付けて、より専門的な対応が必要な場合については、適切に回答できる担当部局に「つなぐ」として開設しましたが、これまでの 940 件の相談中、795 件、約 85% が当相談案内窓口で完結しています。このことは、担当職員が総務省や県の資料等を研究し、丁寧に説明、応接していることで、市民の皆様のご理解とご協力が得られていると推察します。

今後においても、これまでの市民の皆様からの相談状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や様々な支援策が引き続き実施されることが予想されることから、当相談案内窓口の体制を維持することとします。

（４）ゴールデンウィーク期間中の対策本部会議の開催について（危機管理部）

5 月 2 日（土）から 6 日（水）までのゴールデンウィーク期間中における当対策本部会議の開催について、基本的な考え方を次のとおりとします。

- ・ 津保健所管内において感染者が発生し、三重県が発表した場合
原則として、県が発表した日の翌日、午前 10 時から対策本部会議を開催します。（津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 4 回）の決定事項）

ただし、クラスターの発生等により緊急的な対応を要する協議が必要となった場合は、緊急に対策本部会議を開催することもあります。

また、県が発表したことを受け、即時に対応する必要がないと判断したときは、対策本部会議の日程は改めて調整することとします。

- ・ 市職員が PCR 検査対象又は感染者となった場合
今後の対応を協議する必要があることから、早急に対策本部会議を開催することとします。
- ・ その他、緊急的な事案が発生した場合

直ちに、対策本部会議を開催することとします。

※ ゴールデンウィーク期間中に対策本部会議を開催する場合は、構成員に電子メール等により個別に連絡します。

※ ゴールデンウィーク期間中の開催の有無にかかわらず、5月8日（金）、午前10時から対策本部会議を開催します。

※ 今後の対策本部会議への出席者については、構成員（部長級職員）以外の職員の出席を可能とすることで各部局の体制維持に努めることとし、構成員と部次長級職員が順番に出席することとします。

ただし、対策本部会議において、協議や報告など関係する事項がある部局については、構成員が出席し、発言することとします。

（5）同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について（危機管理部）

感染防止対策は一人ひとりの行動が大切なことから、市民の皆様へ向け、4月29日（水、祝日）に同報系防災行政無線を活用し、不要不急の外出自粛の啓発を行いました。

今後のゴールデンウィーク期間中においても、同報系防災行政無線を活用して市民の皆様へ引き続き不要不急の外出の自粛を呼びかけることとします。

2 報告事項

（1）4月22日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

4月22日、市長が市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを発信しました。

（2）法人市民税の申告及び納付期限の延長並びに税制上の措置への対応について報告（税務・財産管理担当）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルスに感染し、又は取引先や関係会社において同感染症による影響が生じ決算作業が間に合わないなど、やむを得ない理由により期限までに法人市民税の申告が困難な場合は、個別に申告及び納付期限を延長します。（延長後の申告及び納付期限：新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由がやんだ日から2箇月以内）

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、国税にお

ける措置と同様に、地方税においても税制上の措置を講ずることとされたところであり、「地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）」等が4月27日付けで閣議決定され、同日第201回国会へ提出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、その影響の緩和を図ることを目的に、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずる必要があり、令和2年6月の市議会定例会において市税条例改正案を提出するため、所要の準備を進めることとしました。

(3) ゴールデンウィーク期間中の市内観光施設における取り組みについて報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、三重県は、4月20日に「三重県緊急事態措置」を発し、外出自粛の徹底や県外の方への三重県への移動の自粛を呼びかけたとともに、4月23日には知事から、県外との往来の回避が必要であり、都道府県をまたいだ帰省や旅行、観光の自粛のお願い等についてメッセージを発しました。

市では、このような状況に先駆け、4月15日には本市が所有するキャンプ場等の広域的な集客機能を有する滞在型の施設の閉鎖を決め、さらに4月22日には三重県の緊急事態措置を踏まえ、御殿場海水浴場及び香良洲海水浴場における各海の家営業自粛の決断に伴い、本市が管理する2カ所の観光駐車場を海の家営業自粛期間と合わせた閉鎖を決めました。

しかし、キャンプ場等については、ご予約の方から閉鎖のご理解を得られましたが、海岸等においては、県外からの観光客が多く、海岸堤防上に路上駐車が発生しています。

このような現状を踏まえ、更なる対策としてゴールデンウィーク期間中は、路上駐車の防止に向けて、御殿場に交通誘導のための警備員を4月25日から5月10日まで配置したとともに、海岸堤防を管理する三重県に対し通行規制の要請を行い、三重県津建設事務所による海岸堤防（河芸地区海岸・阿漕浦海岸）への車両の通行規制を4月28日午後から5月7日午前まで実施していただくこととしました。

さらに、津警察署及び津南警察署に対しては地域住民の皆様が安心できるように、4月29日から5月6日までパトカーによる巡回の強化を要請したとともに、4月28日の市長記者会見において、ゴールデンウィーク期間中の市内観光地における取り組み、今後の対策と皆様へのお願いとし

て情報を発信し、最後に県境を越えての訪問、堤防や商業施設への迷惑駐車について「やめよう自粛無視、やめよう迷惑行為」と訴えました。

(4) 都市公園施設の使用禁止について報告（建設部）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大型連休を控え、多くの来園が見込まれる市内の中勢グリーンパーク及び安濃中央総合公園において4月28日（火）から当分の間、複合遊具やターザンロープ、大型滑り台などの大型遊具を一時的に使用禁止にしました。

大型遊具等の使用禁止に当たっては、利用者の方々に混乱が生じないように公園内に看板を設置し、また、市ホームページへの掲載を行いました。

(5) 津市斎場（いつくしみの杜）葬儀式場の利用休止について報告（市民部）

津市斎場（いつくしみの杜）においては、特定警戒都道府県からの来訪自粛、「3密」回避、咳エチケットや手指消毒を呼び掛けて運営をしてきましたが、葬儀では、密閉した空間で大人数が長時間密集して着座することが多く、他県においては葬儀の場においてクラスター発生が報告されていることから、市民等の感染リスクを低減するため、4月27日（月）から5月6日（木）までの期間、葬儀式場の利用を休止しました。

火葬炉等については、来場者にはロビー、待合室及び告別・収骨ホール内で一定の距離を保っていただくなど一層の感染拡大防止に努め、通常どおりの運営を行います。

(6) 庁舎窓口における更なる感染防止対策の実施について報告（市民部）

本庁舎1階の市民課窓口については、特別定額給付金支給の報道以降、来客数が増加し、窓口及び利用者待合席が過密傾向にあったことから、窓口に並んでいただく場合に一定の距離をとれるよう、床面にラインを設置しました。

また、待合スペースについては、3列席中央にソーシャルディスタンス用の貼紙を行うとともに、椅子の前後の間隔を広げ、一定の距離が保てる配置としました（間隔を広げたため市民ホールにも椅子を置くことになりました。）。

さらに、記載台に手指消毒液を置き、ボールペンを使ったあとに消毒ができるようにするなど、更なる感染防止対策を実施しました。

(7) 令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会の中止について報告（総合支所）

8月8日（土）に開催を予定しておりました、令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会については、去る4月16日、国における緊急事態宣言の

区域が全都道府県に拡大されたことや、市内・県内の感染者拡大の状況に鑑み、4月21日（火）、みすぎ夏まつり実行委員会において中止が決定されました。

（8）道の駅津かわげの臨時休業について報告（総合支所）

道の駅津かわげは、市民生活の必需品である食料品の販売を行っていることから、指定管理者において、施設内への手指消毒液の配置、従業員の検温の実施、施設の換気や拭き取り消毒などの感染防止に努めながら営業を継続してきました。

しかしながら、ゴールデンウィーク期間中には県内外から多くの来駅者が見込まれることから、三重県緊急事態措置の「大型連休期間中における移動の自粛」及び3つの「密」の回避を踏まえ、5月1日（金）から同5月10日（日）まで道の駅津かわげ地域振興施設を臨時休業することとしました。

なお、期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

また、駐車場及び屋外トイレについては、これまでどおり利用していただけます。

（9）市立の小・中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもの臨時休業延長等について報告（教育委員会、こども政策担当）

国が緊急事態宣言を全都道府県に発令していることや三重県での感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、市立の小中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもについては、5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業を延長することとしました。

また、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な児童及び園児の居場所を確保するため、小学校及び義務教育学校（前期課程）並びに幼稚園において、引き続き受け入れを行うとともに、放課後児童クラブと学校で開所時間等を調整することにより児童の居場所を確保することとしました。

さらに、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応を行うとともに、家庭訪問や電話等により、学習状況等について継続的に把握に努

めることとします。

市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の2号・3号認定子どもに係る登園自粛要請期間についても、国の緊急事態宣言が全都道府県に出されていることや三重県の感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、5月31日（日）まで延長することとしました。

なお、同期間内において、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもについては、継続して保育を実施することとします。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）

令和2年4月30日（木）

午後2時～

本庁舎8階 大会議室A

1 三重県津保健所管内における4月22日以降の感染症患者の発生及び続報について報告（健康医療担当）

2 協議事項

（1）市施設の休止期間の延長について協議（税務・財産管理担当）

（2）市民窓口へのアクリル製間仕切り版の設置数量の変更について協議（税務・財産管理担当）

（3）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口体制の維持について協議（危機管理部）

（4）ゴールデンウィーク期間中の対策本部会議の開催について協議（危機管理部）

（5）同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について協議（危機管理部）

3 報告事項

（1）4月22日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

（2）法人市民税の申告及び納付期限の延長並びに税制上の措置への対応について報告（税務・財産管理担当）

（3）ゴールデンウィーク期間中の市内観光施設における取り組みについて報告（商工観光部）

- (4) 都市公園施設の使用禁止について報告（建設部）
- (5) 津市斎場（いつくしみの杜）葬儀式場の利用休止について報告（市民部）
- (6) 庁舎窓口における更なる感染防止対策の実施について報告（市民部）
- (7) 令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会の中止について報告（総合支所）
- (8) 道の駅津かわげの臨時休業について報告（総合支所）
- (9) 市立の小・中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園
を利用する1号認定子どもの臨時休業延長等について報告（教育委員会、
こども政策担当）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）

提案事項

2 協議事項

(1) 市施設の休止期間の延長について協議（税務・財産管理担当）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第13回）において、緊急事態宣言下における公共施設運営の基本方針について決定し、その後も感染拡大防止の観点から新たに施設を休止しているところですが、国による緊急事態宣言が全都道府県に拡大されている現状や、三重県における感染状況、並びに緊急事態宣言が延長されるのか否かの判断がゴールデンウィーク期間中になされる見通しであることを踏まえ、現在休止している施設の休止期間を、特段の事情がない限り、5月31日まで延長した上で、緊急事態宣言が解除された場合には、各施設の事情を勘案し、個別に休止解除の是非を判断することとします。

(2) 市民窓口へのアクリル製間仕切り版の設置数量の変更について協議（税務・財産管理担当）

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）において、市の各種窓口のご利用者や職員の飛沫による感染拡大を防止し、市民の皆様へ安心・安全に窓口をご利用いただけるよう、ご利用者の多い本庁舎（1階～3階）や各総合支所、アストプラザ等の窓口用として、アクリル製間仕切り版を設置することを決定し、特に緊急性の高い窓口130箇所分のアクリル製間仕切り版を発注し、納品されたものから順次設置しているところとします。

また、その後、パナック株式会社様より、透明のフィルムシートをご寄贈いただきましたことから、全庁的にフィルムシートの設置を行うとともに、アクリル製間仕切り版とフィルムシートの併用を図るため、改めてアクリル製間仕切り版の必要数量を調査したところ、あと107箇所の窓口用のアクリル製間仕切り版が必要となりましたので、発注準備に取り掛かることとします。

(3) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口体制の維持について協議（危機管理部）

4月9日（木）に開設した「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相

「相談案内窓口」は、4月28日（火）までの土、日、祝日を除く14日間で合計940件の相談があり、特に政府が一人10万円を支給するとして、特別定額給付金について公表した4月20日（月）以降は、多くの相談が寄せられている状況です。

また、三重県の休業要請に応じた事業者への協力金の申請を受け付け始めた4月27日（月）には、開設以降1日当たり最多となる138件の相談がありました。

当相談案内窓口は、市民の皆様の不安の解消に取り組むべく、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応についての相談、問い合わせを一義的に受け付けて、より専門的な対応が必要な場合については、適切に回答できる担当部局に「つなぐ」として開設しましたが、これまでの940件の相談中、795件、約85%が当相談案内窓口で完結しています。このことは、担当職員が総務省や県の資料等を研究し、丁寧に説明、応接していることで、市民の皆様のご理解とご協力が得られていると推察します。

今後においても、これまでの市民の皆様からの相談状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や様々な支援策が引き続き実施されることが予想されることから、当相談案内窓口の体制を維持することとします。

（4）ゴールデンウィーク期間中の対策本部会議の開催について協議（危機管理部）

5月2日（土）から6日（水）までのゴールデンウィーク期間中における当対策本部会議の開催について、基本的な考え方を次のとおりとします。

- ・ 津保健所管内において感染者が発生し、三重県が発表した場合
原則として、県が発表した日の翌日、午前10時から対策本部会議を開催します。（津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第4回）の決定事項）

ただし、クラスターの発生等により緊急的な対応を要する協議が必要となった場合は、緊急に対策本部会議を開催することもあります。

また、県が発表したことを受け、即時に対応する必要がないと判断したときは、対策本部会議の日程は改めて調整することとします。

- ・ 市職員がPCR検査対象又は感染者となった場合
今後の対応を協議する必要があることから、早急に対策本部会議を開催することとします。

- ・ その他、緊急的な事案が発生した場合
直ちに、対策本部会議を開催することとします。

※ ゴールデンウィーク期間中に対策本部会議を開催する場合は、構成員に電子メール等により個別に連絡します。

※ ゴールデンウィーク期間中の開催の有無にかかわらず、5月8日（金）、午前10時から対策本部会議を開催します。

※ 今後の対策本部会議への出席者については、構成員（部長級職員）以外の職員の出席を可能とすることで各部局の体制維持に努めることとし、構成員と部次長級職員が順番に出席することとします。

ただし、対策本部会議において、協議や報告など関係する事項がある部局については、構成員が出席し、発言することとします。

(5) 同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について協議（危機管理部）

感染防止対策は一人ひとりの行動が大切なことから、市民の皆様へ向け、4月29日（水、祝日）に同報系防災行政無線を活用し、不要不急の外出自粛の啓発を行いました。

今後のゴールデンウィーク期間中においても、同報系防災行政無線を活用して市民の皆様へ引き続き不要不急の外出の自粛を呼びかけることとします。

報告事項

3 報告事項

(1) 4月22日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

4月22日、市長が市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを発信しました。

(2) 法人市民税の申告及び納付期限の延長並びに税制上の措置への対応について報告（税務・財産管理担当）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルスに感染し、又は取引先や関係会社において同感染症による影響が生じ決算作業が間に合わないなど、やむを得ない理由により期限までに法人市民税の申告が困難な場合は、個別に申告及び納付期限を延長します。（延長後の申告及び納付期限：新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由がやんだ日から2箇月以内）

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、国税における措置と同様に、地方税においても税制上の措置を講ずることとされたところであり、「地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）」等が4月27日付けで閣議決定され、同日第201回国会へ提出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、その影響の緩和を図ることを目的に、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずる必要があり、令和2年6月の市議会定例会において市税条例改正案を提出するため、所要の準備を進めることとしました。

(3) ゴールデンウィーク期間中の市内観光施設における取り組みについて報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、三重県は、4月20日に「三重県緊急事態措置」を発し、外出自粛の徹底や県外の方への三重県への移動の自粛を呼びかけたとともに、4月23日には知事から、県外との往来の回避が必要であり、都道府県をまたいだ帰省や旅行、観光の自粛のお願い等についてメッセージを発信しました。

市では、このような状況に先駆け、4月15日には本市が所有するキャンプ場等の広域的な集客機能を有する滞在型の施設の閉鎖を決め、さらに4月22日には三重県の緊急事態措置を踏まえ、御殿場海水浴場及び香良

洲海水浴場における各海の家営業自粛の決断に伴い、本市が管理する2カ所の観光駐車場を海の家営業自粛期間と合わせた閉鎖を決めました。

しかし、キャンプ場等については、ご予約の方から閉鎖のご理解を得られましたが、海岸等においては、県外からの観光客が多く、海岸堤防上に路上駐車が発生しています。

このような現状を踏まえ、更なる対策としてゴールデンウィーク期間中は、路上駐車防止に向けて、御殿場に交通誘導のための警備員を4月25日から5月10日まで配置したとともに、海岸堤防を管理する三重県に対し通行規制の要請を行い、三重県津建設事務所による海岸堤防（河芸地区海岸・阿漕浦海岸）への車両の通行規制を4月28日午後から5月7日午前まで実施していただくこととしました。

さらに、津警察署及び津南警察署に対しては地域住民の皆様が安心できるように、4月29日から5月6日までパトカーによる巡回の強化を要請したとともに、4月28日の市長記者会見において、ゴールデンウィーク期間中の市内観光地における取り組み、今後の対策と皆様へのお願いとして情報を発信し、最後に県境を越えての訪問、堤防や商業施設への迷惑駐車について「やめよう自粛無視、やめよう迷惑行為」と訴えました。

（４）都市公園施設の使用禁止について報告（建設部）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大型連休を控え、多くの来園が見込まれる市内の中勢グリーンパーク及び安濃中央総合公園において4月28日（火）から当分の間、複合遊具やターザンロープ、大型滑り台などの大型遊具を一時的に使用禁止にしました。

大型遊具等の使用禁止に当たっては、利用者の方々に混乱が生じないように公園内に看板を設置し、また、市ホームページへの掲載を行いました。

（５）津市斎場（いつくしみの杜）葬儀式場の利用休止について報告（市民部）

津市斎場（いつくしみの杜）においては、特定警戒都道府県からの来訪自粛、「3密」回避、咳エチケットや手指消毒を呼び掛けて運営をしてきましたが、葬儀では、密閉した空間で大人数が長時間密集して着座することが多く、他県においては葬儀の場においてクラスター発生が報告されていることから、市民等の感染リスクを低減するため、4月27日（月）から5月6日（木）までの期間、葬儀式場の利用を休止しました。

火葬炉等については、来場者にはロビー、待合室及び告別・収骨ホール内で一定の距離を保っていただくなど一層の感染拡大防止に努め、通常ど

おりの運営を行います。

(6) 庁舎窓口における更なる感染防止対策の実施について報告（市民部）

本庁舎1階の市民課窓口については、特別定額給付金支給の報道以降、来客数が増加し、窓口及び利用者待合席が過密傾向にあったことから、窓口に並んでいただく場合に一定の距離をとれるよう、床面にラインを設置しました。

また、待合スペースについては、3列席中央にソーシャルディスタンス用の貼紙を行うとともに、椅子の前後の間隔を広げ、一定の距離が保てる配置としました（間隔を広げたため市民ホールにも椅子を置くことになりました。）。

さらに、記載台に手指消毒液を置き、ボールペンを使ったあとに消毒ができるようにするなど、更なる感染防止対策を実施しました。

(7) 令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会の中止について報告（総合支所）

8月8日（土）に開催を予定しておりました、令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会については、去る4月16日、国における緊急事態宣言の区域が全都道府県に拡大されたことや、市内・県内の感染者拡大の状況に鑑み、4月21日（火）、みすぎ夏まつり実行委員会において中止が決定されました。

(8) 道の駅津かわげの臨時休業について報告（総合支所）

道の駅津かわげは、市民生活の必需品である食料品の販売を行っていることから、指定管理者において、施設内への手指消毒液の配置、従業員の検温の実施、施設の換気や拭き取り消毒などの感染防止に努めながら営業を継続してきました。

しかしながら、ゴールデンウィーク期間中には県内外から多くの来駅者が見込まれることから、三重県緊急事態措置の「大型連休期間中における移動の自粛」及び3つの「密」の回避を踏まえ、5月1日（金）から同5月10日（日）まで道の駅津かわげ地域振興施設を臨時休業することとしました。

なお、期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

また、駐車場及び屋外トイレについては、これまでどおり利用していただけます。

(9) 市立の小・中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園

を利用する1号認定子どもの臨時休業延長等について報告（教育委員会、こども政策担当）

国が緊急事態宣言を全都道府県に発令していることや三重県での感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、市立の小中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どもについては、5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業を延長することとしました。

また、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な児童及び園児の居場所を確保するため、小学校及び義務教育学校（前期課程）並びに幼稚園において、引き続き受け入れを行うとともに、放課後児童クラブと学校で開所時間等を調整することにより児童の居場所を確保することとしました。

さらに、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒が家庭学習を適切に行うため、発達段階に応じた課題を準備する等の対応を行うとともに、家庭訪問や電話等により、学習状況等について継続的に把握に努めることとします。

市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の2号・3号認定子どもに係る登園自粛要請期間についても、国の緊急事態宣言が全都道府県に出されていることや三重県の感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、5月31日（日）まで延長することとしました。

なお、同期間内において、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもについては、継続して保育を実施することとします。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

県内で判明した事例一覧

※「〇〇例目」をクリックすると詳細ページに移動します。

	陽性判明日	居住地	年代	性別	備考
45例目	4月24日	松阪市	40代	男性	
44例目	4月23日	伊勢市	60代	女性	
43例目	4月22日	松阪市	40代	女性	24例目と職場同じ
42例目	4月22日	四日市市	10代	女性	39例目の家族
41例目	4月21日	四日市市	50代	女性	26例目の受診した医療機関に勤務
40例目	4月21日	埼玉県	40代	男性	
39例目	4月20日	四日市市	50代	男性	26例目と職場同じ、関連事例あり(42例)
38例目	4月20日	四日市市	40代	男性	26例目と職場同じ
37例目	4月20日	四日市市	30代	男性	26例目と職場同じ
36例目	4月19日	四日市市	80代	女性	26例目の家族
35例目	4月18日	菟野町	50代	女性	23例目の配偶者
34例目	4月18日	四日市市	60代	男性	26例目の会社関係者
33例目	4月17日	松阪市	30代	男性	
32例目	4月17日	津市	60代	男性	21例目の家族
31例目	4月17日	津市	60代	女性	21例目の家族
30例目	4月17日	津市	10歳未満	女性	21例目の家族
29例目	4月17日	津市	10歳未満	女性	21例目の家族
28例目	4月17日	愛知県	10代	男性	
27例目	4月17日	桑名市	30代	女性	20例目と職場同じ
26例目	4月16日	四日市市	50代	男性	関連事例あり(34,36~39,41例目)
25例目	4月16日	松阪市	40代	男性	14例目と職場同じ
24例目	4月16日	明和町	50代	女性	関連事例あり(43例目)
23例目	4月16日	菟野町	50代	男性	関連事例あり(35例目)
22例目	4月16日	志摩市	80代	男性	14例目の親族
21例目	4月15日	津市	30代	男性	14例目と職場同じ、関連事例あり(29~32)
20例目	4月15日	東員町	50代	女性	関連事例あり(27例目)
19例目	4月14日	明和町	50代	女性	14例目の家族
18例目	4月14日	津市	50代	女性	16例目の妻
17例目	4月11日	松阪市	40代	女性	
16例目	4月11日	津市	60代	男性	関連事例あり(18例目)
15例目	4月9日	明和町	20代	男性	14例目の家族
14例目	4月9日	明和町	50代	男性	関連事例あり(15,19,21,22,25例目)
13例目	4月2日	桑名市	40代	女性	10例目の接触者
12例目	4月1日	伊賀市	20代	男性	
11例目	3月30日	東京都	30代	男性	
10例目	3月30日	埼玉県	30代	男性	関連事例あり(13例目)
9例目	3月18日	四日市市	50代	男性	
8例目	3月14日	桑名管内	70代	男性	
7例目	3月11日	伊賀管内	10歳未満	女性	2例目の近親者
6例目	3月11日	伊賀管内	20代	女性	2例目の近親者
5例目	3月11日	伊賀管内	30代	男性	2例目の近親者
4例目	3月11日	伊賀管内	60代	女性	2例目の近親者
3例目	3月11日	伊賀管内	60代	男性	2例目の近親者
2例目	3月10日	伊賀管内	30代	女性	関連事例あり(3~7例目)

	陽性判明日	居住地	年代	性別	備考
1例目	1月30日	(非公表)	50代	男性	

※居住地記載の「管内」記載の記載は以下のとおりです。

桑名管内：桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町・菟野町・朝日町・川越町

四日市管内：四日市市（保健所は市が設置）

鈴鹿管内：鈴鹿市・亀山市

津管内：津市

松阪管内：松阪市・多気町・明和町・大台町

伊勢管内：伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町

伊賀管内：伊賀市・名張市

尾鷲管内：尾鷲市・紀北町

熊野管内：熊野市・御浜町・紀宝町

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数

令和2年4月28日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日 (木)	16	2	16	0	34
4月10日 (金)	25	2	39	0	66
4月13日 (月)	26	0	48	1	75
4月14日 (火)	25	1	30	0	56
4月15日 (水)	21	2	23	2	48
4月16日 (木)	17	1	20	0	38
4月17日 (金)	12	0	23	0	35
4月20日 (月)	25	4	47	0	76
4月21日 (火)	14	1	54	0	69
4月22日 (水)	20	3	39	0	62
4月23日 (木)	5	0	53	1	59
4月24日 (金)	21	0	58	2	81
4月27日 (月)	43	0	95	0	138
4月28日 (火)	37	2	60	4	103
合 計	307	18	605	10	940

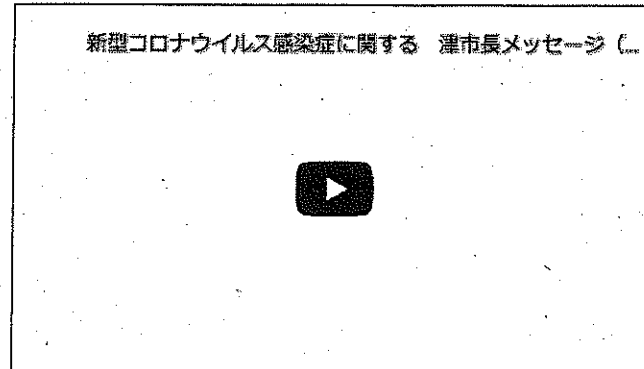
②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	小計
4月 8日まで	173	15	188
4月 9日 (木)	16	2	18
4月10日 (金)	14	6	20
4月13日 (月)	16	4	20
4月14日 (火)	14	5	19
4月15日 (水)	21	4	25
4月16日 (木)	19	19	38
4月17日 (金)	11	18	29
4月20日 (月)	16	24	40
4月21日 (火)	16	7	23
4月22日 (水)	22	4	26
4月23日 (木)	14	5	19
4月24日 (金)	15	3	18
4月27日 (月)	27	10	37
4月28日 (火)	22	9	31
合 計	416	135	551

4月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(5)

[このページを印刷](#)[通常ページへ戻る](#)

登録日:2020年4月22日



4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されたことを受け、20日に三重県が、5月6日までを対象期間とする「三重県緊急事態措置」を発出いたしました。外出の自粛や休業などの要請とともに、休業した事業者に対する「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」や、予約の延期依頼などの対応をした宿泊事業者に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」の制度が盛り込まれました。

また、施設の休止の要請があったことから、津市においても、公共施設851施設の中で、知事の要請に先んじて独自に使用休止している174施設に加え、327施設について、4月21日以降使用休止または一部使用休止とすることとし、合計501施設を使用休止いたします。

具体的に申し上げますと、集会・展示施設である、公民館やコミュニティセンター、スポーツ関連施設である、体育館やテニスコート、子育て関連施設である、児童館や子育て支援センター、文教施設である、図書館や資料館などを使用休止、一部使用休止いたします。

一方で、社会生活を支える施設については、休館いたしません。

具体的に申し上げますと、社会福祉施設である保育園や放課後児童クラブ、市民サービス機関である、市役所の庁舎や出張所、ごみ処理施設、防災機関である消防署や消防団詰所など、350施設については、感染症対策をさらに徹底した上で、引き続きご利用になれます。

次に、国においては、国民1人当たり10万円の「特別定額給付金(仮称)」に関する事業費12兆8千億円余が盛り込まれた補正予算案が、4月20日に閣議決定されました。市は給付事務の実務を担い、補正予算が国会において成立次第、給付金をなるべく早く市民の皆さんにお届けすることが期待されています。

そのため、津市では、直ちに準備態勢の構築に動き出しました。22日付けで、「新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室」を創設し、部長級職員を筆頭に12名を配属いたしました。

この給付金を市民の皆さんが受け取っていただく手続の流れは、次のようになります。

まず、国において予算が成立すると、津市は、4月27日付けで住民基本台帳に記載されている津市民の方に給付金をお届けするために必要な手続書類を世帯主の方に郵送いたします。世帯主の方は、お送りした書類のご家族の方全員のお名前をご確認いただくとともに、銀行など金融機関や郵便局の給付金を受け取る口座の口座番号をご記入いただき、市役所あてに返送願うこととなります。マイナンバーカードをお持ちの方は、郵送に代わり、マイナンバー上の申請画面から電子申請をすることもできます。

給付金をできる限り早く皆さんにお受け取りいただき、家計への支援が可能となるよう、国から市町村に対し、事前準備の着手要請がありました。それを受けて津市では、住民基本台帳からのデータの入手、書類の準備、あて名の打ち出し、封入といった作業にいち早く着手するとともに、金融機関や郵便局との協議を開始し、迅速かつ円滑に事務が進むよう、体制を整えました。5月の連休明けなるべく早く、書類を市民の皆さんのお手元にお届けし、5月中に給付を開始したいという国の期待に沿えるよう、そして何よりも、市民の皆さんの家計への支援が一日も早く実現できるよう努めてまいります。

また、津市においても補正予算への計上が必要となることから、直ちに予算の編成作業を始めました。異例なことではありますが、国からの通知において、国の補正予算の成立時期にかかわらず、手続きを進めるよう指示があったことから、280億円余の予算を早期に編成できるよう取り掛かりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力くださっている市民の皆さん、市民生活にいろいろとご不便をおかけし、また、家計への影響も少なからずあり、大変な思いをされていることと存じます。今回の10万円給付金をお届けし、家計への支援が迅速に行えるよう、津市は、担当職員を集中的に配備し、全力で取り組んでまいります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

津市長 前葉 泰幸

関連ページ

[4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(4\)](#)[4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(3\)](#)[4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ\(2\)](#)[4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(1\)](#)